

国保 入院時に提示する「限度額適用認定証」の申請・更新を8月から受け付けます

医療費の自己負担額が高額になった場合、手続きをすることで一定の金額（自己負担限度額）を超えた分が払い戻されます。

国民健康保険の加入者が事前に市の窓口申請すると、「限度額適用認定証」を交付します。これを入院時に医療機関に提示すると、手続きによる払い戻しではなく、窓口で自己負担限度額だけ支払うことができます。

- 受付開始** 8月1日（月）
- 認定期間** 申請した月の初日～平成24年7月31日
- 受付場所** 健康生活課国保年金係 ⑫-1 窓口
- 申請に必要なもの** 国民健康保険証、印鑑
限度額適用認定証(持っている人)

※限度額認定証をすでに持っている人で入院中の人は、8月中旬に更新手続きを済ませてください。

●70歳未満の人の高額療養費 自己負担限度額

所得区分	3回目まで	4回目以降※2	限度額適用認定証を医療機関に提示することで、窓口での支払いが左の額になります。
上位所得者※1	150,000円 (医療費が500,000円を超えた場合は、その超えた1%を加算)	83,400円	
一般	80,100円 (医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた1%を加算)	44,400円	
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円	



●70歳以上の人の高額療養費 自己負担限度額

所得区分	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯単位)		申請の要・不要
		3回目まで	4回目以降	
現役並み所得者※3	44,400円	80,100円 (医療費が26,700円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算)	44,400円	申請は不要です。医療機関で国民健康保険高齢受給者証を提示してください。
一般	12,000円	44,400円		入院時に申請・更新が必要です
住民税非課税世帯	低所得II※4	24,600円		
	低所得I※5	15,000円		

●入院時の食事代の標準負担額(1食あたり)

所得区分	標準負担額	備考
一般(住民税課税世帯)	260円	(適用外です)
住民税非課税世帯	90日までの入院	210円
	90日を超える長期入院	160円
住民税非課税世帯	低所得II※4	160円
	低所得I※5	100円

- 限度額適用認定証の交付を受けずに自己負担限度額以上の支払いをした場合は、領収書を持って市役所においてください。高額療養費の申請をしていただくと、自己負担限度額を超えた額を払い戻します。ただし、入院時の食事代・差額ベッド代など保険適用外のもの是对象外です。
- 8月以降の自己負担限度額は、平成22年中の所得をもとに設定されています。

- 平成23年1月2日以降に荒尾市に転入した人には、前住所地での所得課税証明書の提出をお願いすることがあります。
- 8月1日現在で「長期入院」に当てはまる人は、90日以上入院日数が確認できるもの(医療機関の領収書など)が必要です。ただし、すでに長期入院該当の認定証を持っている人が更新する場合は必要ありません。

☎健康生活課 ☎63-1327

計量器の定期検査が実施されます



取引や証明に使用する各種のはかりは、法律(計量法第19条)で2年に1回検査を受けるよう義務付けられています。

県指定の(社)熊本県計量協会により、定期検査が行われますので、計量器を持っている人は受検をお願いします。

- 必要なもの** 計量器、手数料(1台あたり500円～2,200円)
 - その他** 民間の計量士による検査を1年以内に受けた場合、検査の必要はありません。また定められた区域外でも受けられます。
 - 検査対象となる計量器の例**
 - ・商店などで、商品などの売買に使用するはかり
 - ・学校、病院、保育園などで使用している体重測定用のはかり
 - ・農業、漁業などの生産者が生産物などの売買に使用するはかり
- ※キッチンスケール、ベビースケール、ヘルスメーターは家庭用計量器ですので、取引や証明には使用できません。

●日時・場所

検査日	検査地区	受付時間	場所
8月8日(月)	万田 万田中央 井手川	午前10時 午後3時 (正午～午後1時を除く)	浄水センター
8月9日(火)	八幡 桜山 府本		小岱工芸館
8月10日(水)	荒尾・清里 有明・平井 緑ヶ丘・中央		文化センター 北側駐車場

☎産業振興課 ☎63-1432
 県計量協会 ☎096-367-7816
 県産業技術センター計量検定グループ ☎096-368-2101

万田坑周辺の測量調査にご協力ください

万田坑と三池炭鉱専用鉄道敷跡の現況調査(測量)を実施します。鉄道敷の沿線も広く調査を行いますので、関係者の皆様のご協力をお願いします。

- 期間** 7月中旬～平成24年3月下旬
- 場所** 下の図の 彩色範囲内



☎社会教育課 ☎63-1681
 土木課 ☎63-1487

